

答え合わせ・解説

問1	答え 1 平等権	すべての国民を個人として尊重し、等しく扱うことを求める権利を平等権といいます。憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められています。国家から干渉を受けない権利である「自由権」や、人間らしい生活の保障を求める「社会権」とは区別されます。
問2	答え 1 生存権	日本国憲法第25条は生存権を規定しており、生活保護法などの社会保障制度の根拠となっています。この条文では、国に対して「生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という責務も課しています。社会権のなかでも、人間らしい生活を支える最も核となる権利です。
問3	答え 2 勤労の権利	教育を受ける権利、生存権、そして労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）や勤労の権利は、すべて社会権に分類されます。表現の自由は精神の自由（自由権）、裁判を受ける権利は請求権、法の下に平等は平等権にそれぞれ該当するため、混同しないよう注意が必要です。
問4	答え 1 公害問題の深刻化などを受け、憲法第13条の幸福追求権などを根拠として主張されるようになった。	環境権は、1960年代以降の高度経済成長期に深刻化した公害問題を契機に議論されるようになりました。日本国憲法には「環境権」という言葉自体は記載されていませんが、憲法第13条の「個人の尊重」や「幸福追求権」、あるいは第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）」を具体化する形で、良好な環境の中で生きる権利が保障されるべきであると考えられています。
問5	答え 1 弁護士依頼権	憲法第34条および第37条に定められた、被疑者や被告人がいかなる場合でも弁護人を依頼することができる権利です。国家という強大な力を持つ捜査機関や検察官に対し、専門的な知識を持つ弁護人の助けを借りることで、自分たちの権利を守り、対等に防御を行うために不可欠な権利とされています。
問6	答え 1 財産権	二風谷ダム建設にあたっては、地権者から土地を強制的に取得する手続きが行われました。これは、日本国憲法第29条で保障されている「財産権」を、公共の目的のために制限する行為にあたります。この裁判の判決では、財産権の制限だけでなく、アイヌ民族の文化を享受する権利の重要性についても深く言及されたことで、歴史的に大きな意味を持つ事例となりました。
問7	答え 1 P：法の下 Q：性別	日本国憲法第14条は、全ての人が法的な適用や内容において平等に扱われるべきであるという「法の下に平等」を規定しています。この条文では、差別を禁止する基準として「人種」「信条（宗教的・思想的信念）」「性別」「社会的身分」「門地（家柄）」の5つを明記しています。「生まれながら」という表現は憲法第11条の基本的な人権の性質などで用いられますが、14条の条文構成としては「法の下」が正解です。
問8	答え 1 国家が特定の宗教を援助したり、教育などの公的な場で宗教的活動を行ったりすることを禁止する「政教分離の原則」を設けている。	信教の自由は、過去に国家が特定の宗教を公認・保護し、それ以外の信仰を弾圧した歴史的な反省から、日本国憲法において厳格に保障されました。国家と宗教を分離させる「政教分離の原則」を徹底することで、国家権力が特定の宗教と結びつき、個人の信仰の自由に介入することを防ぐ仕組みになっています。労働組合を結成する権利（労働基本権）や情報公開、裁判を受ける権利などは、信教の自由とは別の権利体系に基づいています。
問9	答え 1 個々の国家の枠組みを超えて、すべての人間が享受すべき人権の共通の尺度を国際連合が示した。	世界人権宣言は、二度の世界大戦における甚大な人権侵害への反省から、人権保障を国際的な協力によって進めるために国際連合総会で採択されました。これ自体に強い法的拘束力はありませんが、その後の国際人権規約などの土台となり、世界各国の人権の基準（物差し）としての重要な役割を果たしています。
問10	答え 1 学問の自由	精神の自由は、個人の心の中の考えや信念に関する権利です。学問の自由や信教の自由、思想・良心の自由、表現の自由などがこれに含まれます。一方で、職業選択の自由、居住・移転の自由、財産権の保障などは、経済活動に関わる「経済の自由」に分類されます。
問11	答え 1 法律が定める適正な手順によらなければ、逮捕されたり刑罰を科されたりすることはないという保障	「法の適正な手続き」は、不当な身体拘束や処罰から個人を守るための原則です。選択肢にある「労働条件の維持」は労働基本権（社会権）、「思想や意見の伝達」は表現の自由（精神の自由）、「自国の統治に参与する権利」は参政権に関するものであり、いずれも身体の自由を直接的に規律する「適正な手続き」の概念とは異なります。
問12	答え 1 自己決定権	個人の尊厳を認める憲法第13条の「幸福追求権」を根拠に認められてきた新しい人権の一つである。自分の私的な事柄について、他者の干渉を受けずに自ら決定することを指す。選択肢にある「プライバシーの権利」は私生活をみだりに公開されない権利、「知る権利」は行政などの情報公開を求める権利であるため区別が必要である。
問13	答え 1 公共の福祉	職業選択の自由を含む経済活動の自由は、他の自由権に比べて社会的な影響が大きいため、社会全体の利益や安全を守るという「公共の福祉」の観点から、法律によって一定の制限を受けることが認められています。例えば、医療の質を保つための免許制度や、交通安全・環境保全のための営業制限などがこれにあたります。
問14	答え 1 教育を受ける権利	日本国憲法第26条第1項では、すべての国民がその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することが定められています。これは、人間らしい生活を営むための基盤を整えることを目的とした「社会権」の一つです。あわせて、第2項では保護する子どもに普通教育を受けさせる義務や、義務教育の無償についても規定されています。